



年金支給額計算式

$$78万 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})} = 5,500円$$

加入可能年数表

生年月日	年数
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以降	40年

第1号被保険者の独自給付

■付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の年金額に付加保険料納付月数×200円の金額が上乗せされます。

■寡婦年金

老齢基礎年金を受けられる資格のある夫(婚姻期間10年以上)が亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。支給額は夫が受けるはずの年金額の4分の3です。

■死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。支給額は保険料納付済期間によって12万円～最高32万円です。

保険料を25年以上納めると65歳から支給されます。老齢基礎年金は保険料を25年以上納めると65歳から支給されます。全期間を納めた場合の年金額は、平成8年度で年額78万5,500円です。年金額は加入期間によって変わります。加入可能な年数は生年月日に応じて表のようになっていきます。期間

老齢基礎年金

や共済年金は、この基礎年金に上乗せして支給されることとなります。年金を受けられるようになっても、手続きをしなければ支給されません。また、継続して受けるためには、年1回の届け出が必要で、

※カラ期間とは?

カラ期間とは、昭和36年4月以降で20歳から60歳になるまでの間に国民年金に任意加入しなかった期間のことです。この期間は年金をもらうための必要年数に合算されませんが、算定基礎にはなりません。①昭和36年4月から61年3月までの間で、配偶者が厚生年金、船員保険、共済組合に加入している間、本人が何の年金にも加入しなかった期間。②昭和36年4月以降で、20歳から60歳までの間の海外在住期間。③昭和36年4月以後の厚生年金等の脱退一時金を受けた期間。

が25年に満たない場合でも、カラ期間を足して25年あれば、年金は受けられます。また、希望により、60歳から64歳の間に繰り上げて支給を受けられます。受給年数によって、年金は減額されますが、減額率は生涯変わりません。

国民年金のしくみ

私たちの国民年金



豊かな明日を支えるために

国民年金は思いがけないけがや病氣、老後の生活などに対して、経済面で世代と世代が支え合い、成り立っている制度です。豊かな明日のために。知っておきたい私たちの年金。

国民年金とは?

老後を迎えたとき、けがや病氣で障害者になったとき、一家の大黒柱を亡くしたときに、世代間の助け合いで公平に年金が支給される国の社会保障制度です。

高齢になったとき、一家を支える働き手が亡くなったとき、体に障害が起きたとき。国民年金は、そんな場合に備えて保険料を一定期間納めると、公平に年金が支給される国の社会保障制度の1つです。わが国では、約30年後には4人が1人が65歳以上になると推計されています。だれにでも訪れる老後を安心して過ごせるよう、世代間で助け合う制度であるため、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければなりません。

あなたが加入する国民年金は?

国民年金の加入者は第1～3号被保険者に分けられます。国民年金の加入者は第1～3号までの3種類に分けられます。それぞれの種類によって払い込み方法などが違います。あなたは次のどれに該当しますか?

第1号被保険者

農業、商業などの自営業、学生などが該当します。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、厚生年金や共済組合に加入していない人。



農業や商業、サービス業などの自営業、無職、学生の人などが該当します。これらの人は、自分で保険料を納めなければなりません。該当する人で未加入の人は、できるだけ早く届け出を済ませてください。

第2号被保険者

厚生年金か共済年金に加入しているサラリーマンやOLが該当します。厚生年金か共済年金に加入しているサラリーマンやOLの人が該当します。これらの人の保険料は、給料から差し引かれ、加入年金制度からまとめて納められるので加入手続きは不要ですが、会社などを退職した場合には国民年金の加入手続きをお忘れなく。



第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者が該当します。

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人が該当します。「扶養されている」とは、健康保険証の被扶養者欄に名前が書かれていることです。保険料は、配偶者の加入している年金制度で負担する必要があります。サラリーマンの被扶養配偶者(主として専業主婦)が該当しますが、働いていて、厚生年金などに加入している人は第2号被保険者になります。自営業で収入が多く、扶養されていない場合は第1号被保険者になります。



年金がもらえるのはいつから?

基礎年金は3種類。65歳から老齢基礎年金が支給されます。年金の支給には手続きが必要です。国民年金は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類。これらのいずれかに該当する場合に年金が支給されます。また、厚生年金

障害基礎年金

障害者になったとき支給されます。



国民年金加入中に病氣やけがをして障害が残ったときに支給されます。

20歳になる前に病氣やけがで障害者になった場合には20歳から支給されます。

ただし、保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上か、最近1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

年金額は1級が98万1,900円、2級が78万5,500円。一緒に生活をしている18歳未満(障害者は20歳未満)の子供がいるときには、2人目までは各22万6,000円、3人目以降には各7万5,300円が加算されます。

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったときに子供のいる妻または子供に支給されます。

一家の働き手が亡くなったときに18歳未満(障害者は20歳未満)の子がいる妻に支給されます。また父母が亡くなり、子供だけが残された場合にはその子供に支給されます。年金の基本額は78万5,500円です。子供のいる妻はこの基本額に子供の数に応じて2人目まで各22万6,000円、3人目以降各7万5,300円が加算されます。また、子供が年金を受ける場合には2人目が22万6,000円、3人目以降各7万5,300円が加算されます。ただし、加入者が保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上か、最近1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。